

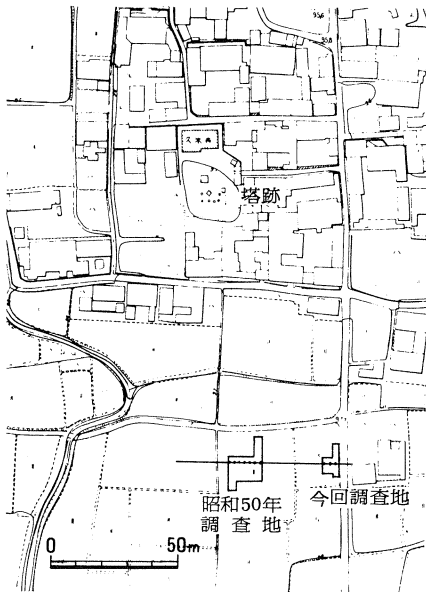
## 奥山久米寺の調査

(昭和56年4月)

本調査地は家屋新築に伴う調査である。調査地は県道桜井・檀原線から奥山集落へ向って北へ100mの道路西側の水田である。本調査地に西接する水田からは久米寺の南限を画するとみられる掘立柱塀と、これに沿う道路遺構が確認されている(概報8, A地点)。今回もこれらの遺構の延長部分が予想された。調査は道路に沿って東西2m, 南北12mの調査区を設け、後に6m幅で西へ4m拡張して行った。層序は耕土, 灰褐色砂質土, 暗褐色粘質土, 青灰色粘土(地山)の順であり, 暗褐色粘質土上面で遺構を検出した。暗褐色粘質土は弥生土器の包含層である。

検出した遺構は掘立柱列4, 道路遺構1, 道路側溝1である。遺構はA, Bの二時期に分けられる。

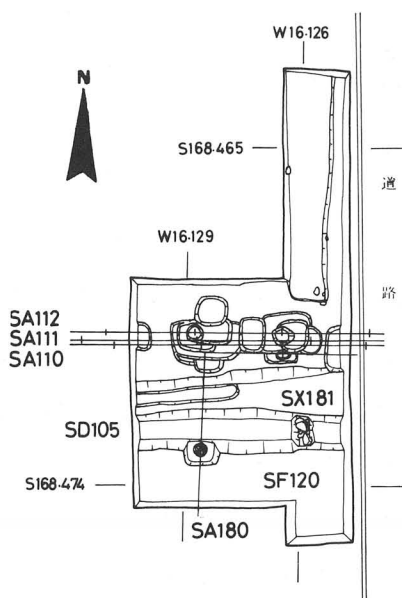
A期の遺構には, 掘立柱列SA180があり, 時期的にはB期の道路SF120より古い。SA180は南北1間(柱間寸法2.6m), 東西1間(柱間寸法2.1



調査地位置図(1:3000)

m)を検出したにすぎないが, 建物の可能性もある。南側の柱掘形は, 道路側溝SD105によって一部壊されているが, 東西辺で0.9mあり, 直径0.3m, 長さ0.35mの柱根が残っている。

B期には, 東西道路と塀によって南北が区画される。東西道路北側溝SD105は幅0.8~1.2m, 深さ0.5mで断面形は逆梯形を呈する。遺物は弥生土器片を出土したのみであるが, 西側調査時には7世紀中頃の土器を出土している。溝が半ば以上埋まった段階で石組SX181が設けられる。道



遺構配置図 (1 : 200)

路 S F 120 はさらに南へ続いており、西では幅 6.2 m が確認されている。東西方向の塀は側溝の北 2 m にあり、S A 110 が最初に作られ、次いで同じ位置に規模を縮小して S A 111, S A 112 に作り変えられる。S A 110 の掘形は 1 m を越えるもので、柱間は約 2 m ある。S A 111 の柱間は 2.5 m 前後、S A 112 は 2.2 m である。なお S A 112 より新しい二つの柱穴があるが、東西方向には伸びないので柵にはならない。

主な出土遺物には、素弁九弁軒丸瓦（飛鳥寺Ⅶ式）と、複縁文単弁八弁軒丸瓦（山田寺系）が各 1 点と熨斗瓦 1 点がある。

今回の調査の結果、西側で検出した遺構が連続していることがわかったが、西調査地では 2 つの東西塀が位置をずらして作ら

れているのに対して、本調査部分ではほとんど同位置に作り変えられていること、道路北側溝がやや南に振れて、塀との間隔が広がっている点が相違している。なお、道路 S F 120 は藤原京内の小路幅と同じであり、左京十一條と十二條間路を東に延長したほぼ中間点に相当している。